



国土交通省 九州地方整備局

九州地方整備局への建設業の許可申請・届出、 経営事項審査の申請の提出方法について

(都道府県経由事務の廃止に伴い、令和2年4月1日申請分から
国土交通大臣許可業者の申請窓口(提出先・方法)が変わります。)

□ 対象者

九州管内の国土交通大臣の建設業許可を受けている建設業者

□ 変更内容(令和2年4月1日申請分から)

建設業許可に係る申請書・変更届出書及び経営事項審査の申請書
は、九州地方整備局建政部建設産業課まで、原則、郵送にて
ご提出ください。

※建設業許可及び経営事項審査の申請について、九州地方整備局から、審査の
ご案内等は一切行わない為、申請時期についてはご注意ください。

【郵送先・方法】

【宛 先】

〒812-8569

福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎
九州地方整備局 建政部 建設産業課 宛

【補足事項】

- ◎ 書類につきましては、書留等、送付記録が残る配達方法にて送付してください。
- ◎ 副本に受領印をご希望の方は、副本(1枚目のコピー)・返信用封筒(切手貼付・返送先記載のもの)を同封してください。なお、返送までには2週間程度を要しますので、予めご承知ください。

※持参については、郵送期間の都合で、建設業の許可の有効期間が満了する場合等やむを得ない場合に限ります。その場合、受付時間制限(9時30分～12時、13時～16時30分)があります。また、下記についてご留意ください。

- ◎ 受領印をご希望の方は、副本として申請書又は届出書のコピーをご持参ください。
- ◎ 入館の際には、免許証等の身分を証明する書類が必要となります。

問い合わせ:国土交通省 九州地方整備局 建政部 建設産業課

建設業許可・経営事項審査 担当

☎ 092-471-6331(代)

【建設業許可申請関係書類 送付用】



8 1 2 - 8 5 6 9

福岡市博多区博多駅東2-10-7

福岡第二合同庁舎 別館3階

国土交通省 九州地方整備局
建政部 建設産業課 宛

建設業許可申請関係書類 在中

【經營事項審查申請書 送付用】



8 1 2 - 8 5 6 9

福岡市博多区博多駅東2-10-7

福岡第二合同庁舎 別館3階

国土交通省 九州地方整備局
建政部 建設産業課 宛

經營事項審查申請書 在中